

千葉市公告第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友西千葉店

所在地 千葉市中央区春日二丁目20番9号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 袖ヶ浦産業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 省一郎

住所 千葉県袖ヶ浦市奈良輪232

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者名		備考
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号	

(変更後)

名称	代表者名		備考
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号	商号変更等

4 変更の年月日

令和4年1月6日

5 変更の理由

小売業者の商号変更等のため

6 届出の年月日

令和4年5月10日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和4年5月18日から令和4年9月20日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで